

建設工事の入札に係る入札金額積算内訳書の取扱いについて

1 内訳書の目的

入札金額積算内訳書（以下「内訳書」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 12 条の規定に基づき、入札参加者に提出を求めるものである。

この内訳書を、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結（以下「ダンピング受注」という。）を防止し、談合その他の不正行為を排除することを目的として、内容の確認その他の必要な措置を行うために活用する。

2 記載する内容

内訳書に記載する内容は、仕様書に記載された工事名称、科目、数量、入札額の根拠とした金額、入契法第 12 条に定める事項及びその他発注者が必要と認める事項とする。ただし、入契法又は関連する法令の改正により記載すべき事項に変更があったときは、一定の期間が経過するまでの間は、記載を求めないこととする場合がある。

3 様式

発注者は、上記 2 を満たす様式「入札金額積算内訳書（様式第 1 号）」を、入札公告の際に示すものとする。

入札参加者は、入札書の提出時（初度入札に限る。）に、発注者が入札公告の際に示す「入札金額積算内訳書（様式第 1 号）」を提出することとする。

4 内訳書の提出方法

電子入札案件の場合は、ファイル名を会社名に変更して電子入札システムの入札書画面の『内訳書』欄に内訳書を添付すること。やむを得ず入札書を書面（紙媒体）で提出する場合は、入札書提出の締切日までに、入札書と同時に内訳書も書面（紙媒体）で提出すること。また、電子入札システム案件でない場合は、入札執行時に入札書と同時に提出すること。

なお、提出された内訳書は返却しない。

5 不備な内訳書

内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、その者がした入札を原則として無効とする。ただし、軽微な誤記であるときは無効としないことがある。

- (1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合（白紙の場合を含む。）
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書が特定できない場合
- (5) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (6) 工事名、業者名、代表者名の記載がない場合
- (7) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- (8) 内訳書の計算に誤りがある場合
- (9) 「必ず記入」とされている項目に記載がない場合
- (10) 内訳書内にマイナス計上による「値引き」等がなされている場合
- (11) 複数の内訳書が提出され、その内訳書の入札額が異なる場合
- (12) 入札公告、入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
- (13) 提出された内訳書に入札参加者ではない者が作成した書類（他者が作成した見積書等）が添付されている場合
- (14) 発注者が指定する入札金額積算内訳書（様式第1号）以外の様式で提出されている場合。（国又は他の地方公共団体の内訳書様式で作成されている場合等）

6 発注者の内訳書確認等

発注者は、入札締切後から開札前までに内訳書を確認し、内容に不備がないかを確認する。また、談合その他の不正行為やダンピング受注が疑われる場合は、内訳書を参考資料として関係機関に提供するなど必要な対応を行うこととする。

7 参考情報

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。）について、以下に示すもののほか国土交通省 WEB サイトを参照すること。

- ・ 公共工事の発注における入札金額の内訳について（国土交通省 WEB サイト）
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000101.html)
- ・ 労務費に関する基準ポータルサイト（国土交通省 WEB サイト）
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

【令和8年4月版】